

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防・用排水路・ 開排水路・治山土工	2		掘削工	基準高 ▽	●±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	△-200
							ℓ ≥ 5 m	△法長-4%
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防・用排水路・ 開排水路・治山土工	3		盛土工	基準高 ▽	●-50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	△-100
							ℓ ≥ 5 m	△法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	●-100	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防・用排水路・ 開排水路・治山土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	●-50	
						厚 さ t	●-50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、各法肩で測定</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

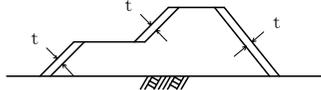
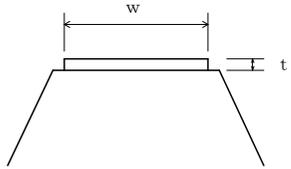
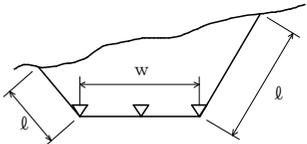
出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	2 土工	3 開排水路・海岸・砂防・用排水路・治山土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	●※-30
						厚 さ t	t < 15cm ●-25
						厚 さ t	t ≥ 15cm ●-50
1 共通編	2 土工	3 開排水路・海岸・砂防・用排水路・治山土工	6		堤防天端工	幅 w	△-100
						厚 さ t	t < 15cm ●-25
						厚 さ t	t ≥ 15cm ●-50
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	●±50
						法 長 ℓ	ℓ < 5m △-200
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5m △法長-4%
					幅 w	△-100	

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
<p>幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 箇所、200m以下は 2 箇所、中央で測定。</p> 		
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定</p> 		

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	●±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	△-100
							ℓ ≥ 5 m	△法長-2%
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	△-100
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	●※-30	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	

●：出来形管理図表を作成する。  
△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号）の規定による場合は、設計図書の見点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定</p>		
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
<p><math>d = \frac{D}{n-1}</math> D：n 本間の延長 n：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編 13.2）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注 1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 2-18-2 床版工を適用する。 注 3）非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m<sup>2</sup>以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。</p>		